

合併協議会だより

平成十五年二月三日、総務大臣による「山縣市」設置の告示が官報に掲載されました。



告示

○総務省告示第九十二号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、岐阜県山県郡高富町、同郡伊自良村及び同郡美山町を廃し、その区域をもって山縣市を設置する旨、岐阜県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十五年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十五年二月三日

総務大臣 片山虎之助

（抜粋）

山縣市誕生まで、

あと30日

CONTENTS

住所の表示変更により必要となる手続き等
官公署等編 2～6 ページ

編集・発行 / 高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局
〒501-2192 岐阜県山県郡高富町高木1000番地1
高富町役場庁舎2階

TEL. 0581(23)1100 FAX. 0581(23)1101
E-mail info@gappei-tim.jp
U R L http://www.gappei-tim.jp

平成15年4月1日から住所の表記が「山県市」に変わるにより、官公署等で住所の表示変更の
手続き等が必要になってくる場合があります。

今回は前号に引き続き、岐阜県関係の手続きについてお知らせします。

項 目	該 当 者	手 続 き の 方 法 等	お 問 い 合 わ せ 先
狩猟免状	左記の免状をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、岐阜地域振興局で手続きを行ってください。	岐阜地域振興局環境課 〒500-8708 岐阜市司町1 TEL 058-264-1111(代表)
鳥獣飼養許可証	左記の許可証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、岐阜地域振興局で手続きを行ってください。	
肥料登録の申請	普通肥料(知事登録)生産業者	合併後速やかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の肥料登録事項変更届出書及び肥料登録証の書換申請書に変更内容を記入し、新市で発行する住所変更の証明書を添付して県庁農産振興室に提出してください。	
肥料販売業務の届出	肥料販売業者 肥料生産業者	合併後速やかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更届出書に変更内容を記入し、新市で発行する住所変更の証明書を添付して県庁農産振興室に提出してください。	岐阜県農産振興室 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
特殊肥料生産業者の届出	特殊肥料生産業者	合併後速やかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更届出書に変更内容を記入し、新市で発行する住所変更の証明書を添付して県庁農産振興室に提出してください。	
農薬販売業の届出	農薬販売業者	合併後速やかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更届出書に変更内容を記入し、新市で発行する住所変更の証明書を添付して病虫害防除所に提出してください。	岐阜県病虫害防除所 〒500-1152 岐阜市又丸729 TEL 058-239-3161
農業改良資金	農業改良資金を借り受けている方	合併後速やかに住所変更の手続きを行ってください。	岐阜県農産振興室(実際の届け出は、最寄りの融資機関) 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)

なお、県の組織は改正されることがあります。

住所の表示変更により 必要となる手続き等

官公署等編

岐阜県関係 パート2

項目	該当者	手続きの方法等	お問い合わせ先
介護サービス提供事業者の指定・許可	居宅サービス事業者等	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜県高齢福祉課介護保険室 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
高齢者住宅整備資金貸付 介護福祉士等修学資金貸付	貸付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜県高齢福祉課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
岐阜県心身障害者扶養共済制度	制度加入者及び年金受給権者	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜県障害福祉課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
障害者住宅整備資金貸付	貸付を受けている方		
母子寡婦福祉資金貸付金	貸付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜県児童家庭課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
公害関係法令の届出・登録	届出・登録をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜県環境保全課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
産業廃棄物処理業許可 産業廃棄物処理施設設置許可	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜県廃棄物対策課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
小規模産業廃棄物処理施設設置等届出 積替保管施設、再生活用施設設置届出	左記の届出をされている方		
一般廃棄物処理施設設置許可 登録廃棄物再生事業者 小規模一般廃棄物焼却施設設置届出	左記の許可等を受けている方		
浄化槽設置届出 浄化槽保守点検業者登録	左記の届出をされている方		

項 目	該 当 者	手 続 き の 方 法 等	お 問 い 合 わ せ 先
道路占用許可	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜建設事務所施設管理課 〒500-8708 岐阜市司町1 TEL 058-264-1111(代表)
河川占用許可	左記の許可を受けている方		
砂防指定地内行為許可	左記の許可を受けている方		
地すべり防止区域内行為許可	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜県砂防課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
急傾斜地崩壊危険区域内行為許可	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜建設事務所施設管理課 〒500-8708 岐阜市司町1 TEL 058-264-1111(代表)
都市公園占用、設置、管理、利用等許可	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜県公園緑地課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
宅地建物取引業免許証及び宅地建物取引主任者証	左記の免許証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜県建築指導課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
建築士事務所登録二級・木造建築士免許	左記の登録を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	
森林国営保険の保険証書	保険契約者及び被保険者	住所変更の手続きが必要ですので、岐阜県森林組合連合会・各森林組合・県庁森林課森林保全担当にお問い合わせください。	岐阜県森林課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)

なお、県の組織は改正されることがあります。

住所の表示変更により 必要となる手続き等

官公署等編

岐阜県関係 パート2

項目	該当者	手続きの方法等	お問い合わせ先
動物用医薬品販売業許可証	左記の許可証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜県家畜保健衛生所 〒500-8388 岐阜市今嶺4-2-22 TEL 058-272-6110
診療施設の開設届	左記の届出をされている方		岐阜県畜産振興室 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
旅行業及び旅行業代理業	岐阜県知事登録旅行業者及び旅行業者代理業者	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜地域農林商工事務所 産業労働課 〒500-8708 岐阜市司町1 TEL 058-264-1111(代表)
建設工事入札参加資格者名簿登録	左記の名簿に登録されている方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜県建設政策課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
建設業許可	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	(大臣許可) 国土交通省中部地方整備局 建設部建設産業課 〒460-0002 名古屋市中区二の丸2-4-7 愛知県産業貿易館西館8階 TEL 052-953-8572 (知事許可) 岐阜建設事務所管理課 〒500-8708 岐阜市司町1 TEL 058-264-1111(代表)
解体工事業の登録	左記の登録を行なっている方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜県建設政策課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
浄化槽工事業の登録	左記の登録を行なっている方		
特例浄化槽工事業の届出	左記の届出を行なっている方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜建設事務所管理課 〒500-8708 岐阜市司町1 TEL 058-264-1111(代表)

住所の表示変更により 必要となる手続き等

官公署等編

岐阜県関係 パート2

項目	該当者	手続きの方法等	お問い合わせ先
林地開発許可	左記の許可証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜地域農山村整備事務所 森林保全課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
保安林内立木伐採許可	左記の許可証をお持ちの方		
保安林内立木伐採届	左記の届出をされている方		
保安林内間伐届	左記の届出をされている方		
保安林内作業許可	左記の許可証をお持ちの方		
保安林内緊急作業届	左記の届出をされている方		
保安林内下草、落葉又は落枝の採取届	左記の届出をされている方		
保安林の指定の解除	左記の解除申請をし、解除予定告示保安林となっている場所をお持ちの方	合併後、速やかに岐阜地域農山村整備事務所へ変更届を提出してください。	岐阜県治山林道課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)
森林整備入札参加資格者名簿	左記の名簿に登録されている方	住所変更の手続きは必要ありません。	
岐阜県入札参加資格者名簿	左記の名簿に登録されている方	住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜県出納管理課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代表)

なお、県の組織は改正されることがあります。

お知らせ
山県市市民便利帳を三月下旬に配布する予定です。

高富町・伊自良村・美山町の合併に際し、住民の皆様には多大なるご理解ご尽力をいただきました。
平成十五年四月一日、山県市が発足します。
山県市においても、住民の皆様にご協力いただきながら、市民と行政が一体となって新しいまちづくりに取り組みたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。
(事務局一同)

編集後記

会議録等を閲覧できます
合併協議会の会議録や会議資料を閲覧できます。希望される方は、合併協議会事務局、伊自良村又は美山町役場の市町村合併相談窓口までお越しく下さい。